

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業
(国事業)

様 式 集

別記様式第1号

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与申請書

長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 氏名			本籍地			
			性別			
生年月日	年	月	日生	年齢	歳	
現住所	〒		TEL			
在学する大学	名称					
	所在地					
	入学年月	年	月	入学		
貸与を受けようとする期間	年 月から		年	月まで (か月間)		
家族の状況	氏名	続柄	年齢	同居別居	勤務先・学校名	年間所得額
		本人				
	(特記事項)					
帰省先の住所	〒		TEL			

別記様式第2号

推 薦 書

年 月 日

長崎県知事 様

大学名

職氏名 印

下記の者は、長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与を受ける者として適当であると認めるので推薦します。

記

氏 名			
入学年月	年 月	入学	学 年 第 学年
(推薦所見)			

別記様式第3号

年 月 日

長崎県知事

様

連帯保証人 住所
電話
職業
氏名

年 月 日 印
日生

本人との関係

連帯保証人 住所
電話
職業
氏名

年 月 日 印
日生

本人との関係

保 証 書

下記の者が長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与を受けたうえは、その連帯保証人となり、下記の者と連帯して債務を負担します。

記

在学する大学名

住所
氏名

年 月 日 生

注 連帯保証人の押印する印章は、市町村長の証明書を添付すること。

様

長崎県知事

印

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあった長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与については、下記のとおり決定したので通知する。

記

決定番号	年 第 号		
学校名		学 年	第 学年
貸与金額	円（月額 円）		
貸与期間	年 月から 年 月まで		

長崎県獣医師養成確保修学資金返還請求書

番 号
年 月 日

様

一般社団法人 長崎県畜産協会
会 長 印

契約書第5条の規定に基づき下記のとおり返還金及び加算金を返還されたく請求
します。

なお、請求のあった日から6か月以内に正当な理由がなく返還金の返還がなされな
い場合は第10条により延滞利子が付加されます。

記

返還すべき事由	
返 還 金 額	円
加 算 金 額	円
合 計	円
返 還 期 限	年 月 日まで

備考 1 不明のことがあるときは、折り返し当協会に照会してください。

2 納付に当たっては、当協会の下記の口座に振り込んでください。

金融機関： 銀行 支店

口座の種類：

口座番号：

名義人：

* (注) 返還事由に応じて記入の上請求してください。また、必要な項目は追加してください。

別記様式 6 号

従事期間満了確認書

番 号
年 月 日

様

一般社団法人 長崎県畜産協会
会 長 印

このことについて、 年 月 日付けで から申請があり、申請のとおり産業動物獣医師等として業務に従事したことを確認したので通知します。

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与契約書

一般社団法人長崎県畜産協会 会長 (以下「甲」という。)と獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程(平成23年4月1日付け22消安第10244号)及び長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則(平成29年3月31日付け28長畜第265号)を了知した(獣医修学生名)(以下「乙」という。)は次のとおり契約を締結する。
この契約書は2通作成し、甲及び乙が各1通を所持する。

年 月 日

(甲)

(所在地)

(連絡先)

(名 称)

(乙)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、(3)の就業条件をもって、次のとおり乙に対して修学資金を貸与するものとする。

(1) 貸与額：月額 円

(2) 貸与期間： 年 月から 年 月までとする。ただし、貸与期間満了の1か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで以後同様とする。

(3) 乙の就業条件：長崎県獣医師確保修学資金貸与事業実施要領第4の1の(1)のイに規定する診療施設等とする。

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎年度5月、8月、11月及び2月に3月分をそれぞれ支払う。ただし、新規に貸与する場合における第1回目の貸与のとき、又は甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条 甲は、乙が次の各号の一に属する場合には、本契約を解除することができる。

- 一 退学したとき。
- 二 獣医学を専攻しなくなったとき。
- 三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第4条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の貸与を行わない。

2 甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとする。

第5条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、第1号に該当する場合を除き遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、既に貸与された修学資金に相当する額及び別紙1により算出される額の加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 第3条の規定（同条第六号の規定による場合を除く。）に基づき、本貸与契約が解除となったとき。
- 二 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- 三 獣医師免許を取得後、1年以内又は第8条に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

第6条 乙は、修学資金の貸与期間（修学資金の貸与の休止に係る期間を除く。）の2分の3に相当する期間を満了する前に産業動物獣医師等としての業務に従事しなくなったときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、甲からの請求を待って、別紙1により算出される返還金を甲に返還しなければならない。

第7条 乙は、第5条及び第6条の規定に基づき、甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を一括して甲に返還しなければならない。この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

第8条 第5条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、3年を限度として甲に返還金の返還の猶予を申請することができる。

- 一 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- 二 就業予定先への就職直後から産業動物獣医師等として従事した後、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- 三 災害、疾病その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。

第9条 第5条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の一部の返還の免除を申請することができる。

2 第5条の規定にかかわらず、乙は、就業予定先の産業動物診療施設等の廃止等、就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の一部の返還の免除を申請することができる。

第10条 乙は、正当な理由がなく返還金を、第7条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、別紙1により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

第11条 乙は、修学資金貸与期間の2分の3に相当する期間、産業動物獣医師等として就業予定先で業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（契-19号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認書（別記様式6号）により通知する。

第12条 乙は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第13条 本契約に定めない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

別紙 1 (契約書第 5 条及び第 6 条の返還金及び第 10 条の延滞利子の計算方法)

1 修学資金

$$\text{修学資金貸与総額} \times \left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

2 加算金

(1) 貸与契約が解除されたとき

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から 2 年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得出来なかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 獣医師免許を取得後 1 年以内又は実施要領第 4 の 10 に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、実施要領第 4 の 1 の (1) の表右欄に掲げる機関に就業していない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

(4) 獣医師免許取得後、実施要領第 4 の 1 の (1) の表右欄に掲げる機関に就業した期間が、修学資金貸与期間の 2 分の 3 の期間に満たなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。

契約書第12条の別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所・氏名等変更届	契-1
2 進級したとき	進級届	契-2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は 留年後進級届	契-3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は 休学後復学届	契-4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は 停学後復学届	契-5
6 退学したとき	退学届	契-6
7 修学資金の貸与を辞退するとき	辞退届	契-7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契-8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許 未取得届	契-9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許 未取得届	契-10
11 獣医師免許取得後1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (産業動物獣医師等として業務に未就業の場合)	契-11
12 修学資金貸与期間の2分の3の期間満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (産業動物獣医師等の業務に従事後、非従事となった場合)	契-12
13 産業動物獣医師等として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契-13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契-14
15 勤務先(所属)、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契-15
16 契約書第8条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契-16
17 契約書第9条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除申請書	契-17
18 契約書第9条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除申請書	契-18
19 修学資金貸与期間の2分の3に相当する期間、産業動物の診療業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契-19

(注)

- 2及び3の届出は、修学資金の貸与間中、毎年度4月15日までに提出すること。
- 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。

- 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
- 4 契約書12条の別表に掲げる各種届出等については、本人自筆とする。

別記様式契－1号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり 私 連帯保証人 の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。

記

変更事項		変更前	変更後
本人の場合	ふりがな 氏 名		
	現 住 所	〒	〒
連帯保証人の場合	氏 名	(年 月 日生)	(年 月 日生)
	本 籍 地		
	現 住 所	〒	〒
	職 業		
	本人との続柄		
変更の事由			

(注) 本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契－2号（進級届）

進 級 届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり進級しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 進級した学年及び進級年月日 第 学年 年 月

大学 学（学部）長 殿
氏名 印
長崎県獣医師養成確保修学資金貸与を受けるため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。
.....
上記のことについて証明する。
年 月 日 大学
学（学部）長 印

（注）この届出は修学資金の貸与を受けている期間中、毎年度4月15日までに提出してください。

別記様式契－3号 [留年届 (留年後進届)]

留年 (留年後進) 届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり (留年、留年後進) しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 留年期間及び留年した学年
年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学 (学部) 長 殿

氏名 印

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学 (学部) 長

印

別記様式契-4号 [休学届 (休学後復学届)]

休学届 (休学後復学届)

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり (休学、休学後復学) しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年
- 3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
(休学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

<p>大学 学 (学部) 長 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>長崎県獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のこと について証明されたくお願いします。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>上記のことについて証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 大学</p> <p style="text-align: right;">学 (学部) 長 印</p>
--

停学届 (停学後復学届)

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり (停学、停学後復学) 届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年
- 3 処分の事由
- 4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(停学処分後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

<p>大学 学 (学部) 長 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>長崎県獣医師養成確保修学資金貸与手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>上記のことについて証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 大学</p> <p style="text-align: right;">学 (学部) 長 印</p>

別記様式契-6号(退学届)

退 学 届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 退学前の在籍大学名等 大学 学部 学科
第 学年
- 3 退学年月日 年 月 日

大学 学(学部)長 殿

氏名 印

長崎獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学(学部)長

印

別記様式契－7号（辞退届）

辞 退 届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科
第 学年

大学 学 (学部) 長 殿
氏名 印
長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。
.....
上記のことについて証明する。
年 月 日 大学
学 (学部) 長 印

(注) 辞退する理由書を添付してください。

別記様式契－8号（専攻中止届）

獣医学専攻中止届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 専攻中止学部学科及び学年 大学 学部 学科
第 学年
- 3 専攻中止年月日 年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名 印

長崎県獣医師養成確保修学資金の貸与契約解除手続のため必要がありますので、
上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

印

別記様式契－9号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

- 卒業した大学名等 大学 学部 学科
- 卒業年月日 年 月 日 卒業証書の記号番号 ()
- 獣医師免許未取得の事由
平成 年度獣医師国家試験 不合格
受験せず
合格したが未登録
(事由:)
- 翌年度における国家試験受験の意志 有 ・ 無

(注) この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－10号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったので、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等 大学 学部 学科

2 卒業年月日 年 月 日

3 獣医師免許未取得の事由

平成 年度獣医師国家試験

不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

(事由 :)

(注) この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－11号（業務未就業届）

業務未就業届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなった事由
- 2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

- 3 勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

- 4 今後、産業動物獣医師等として業務に就業する意志 有 ・ 無

（注）この届は、獣医師免許取得後、1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しなくなった場合に提出してください。

別記様式契－12号（業務非従事届）

業務非従事届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由

2 新たな就業先等
名称

所在地

主たる業務の内容

3 産業動物獣医師等として従事していた期間と就業先

年 月 日～ 年 月 日	就 業 先	診療・非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

（注）産業動物獣医師等として業務に従事後、非従事となった場合に提出してください。

別記様式契－13号（業務就業届）

業 務 就 業 届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に就業しましたので、届け出ます。

記

- 1 卒業及び獣医師免許取得年月日
大学卒業 年 月 日
獣医師免許取得 年 月 日（免許番号 ）
- 2 勤務先： 名 称
所属部課
所在地
- 3 就業年月日： 年 月 日
- 4 就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

印

- （注） 1 この届は、卒業後初めて産業動物獣医師等として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰する際に提出してください。
2 勤務先の長の証明を受けて提出してください。

業務従事状況届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

年度における産業動物獣医師等としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 勤務先 名 称
所属部課
所在地

2 従事期間 年 月から 年 月まで

3 その他
2の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

印

- (注) 1 この届は、修学資金の貸与期間の3/2の期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。
2 勤務先の長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－15号（勤務先・業務内容変更届）

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

年 月 日付で、（勤務先、業務従事内容）が変わったので届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤務先 所属部課 所在地		
従事内容		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

印

- （注） 1 この届は、修学資金の貸与期間の3／2の期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。
2 勤務先の長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－16号（返還金の返還猶予申請書）

長崎県獣医師養成確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師等としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－17号（返還金の全部の返還免除申請書）

長崎県獣医師養成確保修学資金の返還金の全部の返還免除申請書

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

（本人死亡の場合は連帯保証人）

住 所
氏 名 印

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由

免除を申請する事由				
獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契－18号（返還金の一部の返還免除申請書）

長崎県獣医師養成確保修学資金の返還金の一部の返還免除申請書

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由

免除を受けようとする返還金等の額

円

（注）免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

別記様式契－19号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年 月 日

一般社団法人 長崎県畜産協会
会長 様

決定番号 年 第 号
住 所
氏 名 印

下記のとおり長崎県獣医師養成確保修学資金貸与期間の2分の3に相当する期間、産業動物獣医師等として業務に従事したので、確認を申請します。

記

獣医修学生の氏名	決定番号		ふりがな 氏 名	
修学資金の貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで か月間			
所属診療機関等の名称		診療業務従事期間		
1	年 月 日～ 年 月 日			
2	年 月 日～ 年 月 日			
3	年 月 日～ 年 月 日			
4	年 月 日～ 年 月 日			
5	年 月 日～ 年 月 日			
6	年 月 日～ 年 月 日			
		(合計従事期間 年 か月)		